「聞こえにくい」と感じている高齢者の方へ

# 相談品購入實的原

対象者も金額も拡大して始まります。 7月1日(火) ~事前相談・受付開始

対象者

葛飾区に住所を有する65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- □ 耳鼻咽喉科医が "補聴器が必要"と認めた方(※)
  - ⇒「医師意見欄」等で確認します。詳細は【手続きの流れ】をご確認ください
- □ 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方(取得予定なし)
- □ 本事業(旧制度の補聴器購入助成を含む)の助成を5年以内に受けていない方

※65歳~74歳の希望者は、区内の耳鼻咽喉科で「耳の健康診査」が受けられます。(無料)

7月~ 受付開始 8月~2月 健診期間

#### 対象機器



区から「助成金承認決定通知書」を受け取る前に購入した補聴器は対象外になります。

補聴器(管理医療機器として認定された製品)

- ※両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器本体の費用(☆) ☆付属の電池や充電器、イヤモールドを含む
- ※集音器は対象外

#### 助成金額

住民税の課税状況に応じて助成上限額が異なります。

住民税 非課税の方:144,900円(上限額)

住民税 課税の方 : 72,450円(上限額)

- ※補聴器の購入額が助成上限額未満の場合は購入額を助成します。
- ※4月~6月の申請は、前年度の課税状況で助成上限額を決定します。

#### 問合せ先

詳細は区のホームページをご覧ください

葛飾区役所 福祉部 高齢者支援課 在宅サービス係

住所: 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話:03-5654-8299



#### 【手続きの流れ】申請から助成を受けるまで

7月1日~事前相談受付開始 ☞

## ①申請書を取得する

#### 【高齢者支援課】

葛飾区役所2階201番窓口 **2**03 (5654) 8299

- 葛飾区役所(2階201番窓口)高齢者支援課
- 高齢者総合相談センター区内の耳鼻咽喉科
- 補聴器販売店(葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店)
- 区のホームページからダウンロード

65歳から74歳の方 要申込 無料

#### ②耳鼻咽喉科を受診する

- 耳鼻咽喉科の受診には診察料等がかかります
- 耳の健康診査の結果、補聴器が必要と
- ・診察の結果、補聴器が必要と認められた場合 (または) 認められた場合

⇒申請書裏面の「医師意見欄」に記入して もらい申請書に検査結果を貼付してもらう

⇒申請書と耳の健康診査結果で申請ができます

医療費控除を検討される場合は、「補聴器適合に関する診療情報提供書」 が必要となりますので、補聴器相談医にご相談ください。

#### ③補聴器販売店で相談し、見積書をもらう

• 「葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店」 などの補聴器販売店等に相談し、補聴器の見積書をもらう 医療費控除を検討される 場合は、認定補聴器技能者 が在籍する店舗にご相談 ください。

#### (高齢者支援課)に申請する(郵送可)

- •申請書(医師意見欄に記載のあるもの(※)、検査結果が貼付されたもの)
- ・購入する補聴器の見積書 ※「葛飾区耳の健康診査」の結果でも可

### 審査⇒「承認決定通知書」が届きます

○区は、申請書の内容を確認・審査し 「承認決定通知書」「交付申請書兼請求書」を発送します

※「承認決定通知書」が 届く前に購入した場合は 助成対象外となります

#### ⑤補聴器販売店で補聴器を購入する

⑥承認決定通知書が届いたら、見積書を取得した販売店で補聴器を購入する 【代理受領「〇」の店舗】補聴器購入額から助成額を差し引いた額を支払う

• 持ち物「承認決定通知書」「交付申請書兼請求書」「補聴器購入費用」

【代理受領をしない店舗】補聴器購入額を全額支払い、区に助成金の請求を行う

- 持ち物「承認決定通知書」「補聴器購入費用」
- ☞ 区へ「交付申請書兼請求書」「領収書」を提出 ☞ 後日、指定の口座へ入金